

川崎市市有地等貸付審議委員会要綱

(平成元年6月1日付 1川企管第111号市長決裁)

最近改正 平成17年11月22日 局長専決

(目的及び設置)

第1条 市有地等の貸付けに関する重要事項について審議し、もつて市有地等の貸付けの適正かつ円滑な運営を図るため、川崎市市有地等貸付審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市有地等の貸付けに関する重要事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は財政局長を、副会長は財政局資産管理部長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる職をもつて充てる。

(1) 総務企画局都市政策部長

(2) 総務企画局総務部長

(3) まちづくり局市街地整備部長

(4) 建設緑政局道路管理部長

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、会長が必要と認めるときは、その会議に関係職員又は学識経験者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 17 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。